

## 犬山市合理的配慮の提供推進事業者認定事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、犬山市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（令和6年条例第4号。以下「条例」という。）に基づく施策の推進に資するため実施する犬山市合理的配慮の提供推進事業者認定事業（以下「認定事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、条例において使用する用語の例による。

2 この要綱において「合理的配慮」とは、障害者の権利に関する条約第2条に規定する合理的配慮をいう。

### (対象者)

第3条 認定事業による合理的配慮の提供推進事業者としての認定（以下単に「認定」という。）の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 小売業、サービス業、医療等の不特定多数の者の利用が見込まれる事業を行う事業者であること。
- (2) 自らが提供している合理的配慮の内容を、不特定多数の利用者に分かりやすい方法により明示していること。
- (3) 第6条の公表に同意すること。

2 前項の規定にかかわらず、犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者は、認定の対象としない。

### (認定の申請)

第4条 認定を受けようとする者は、犬山市合理的配慮の提供推進事業者認定申請書（様式第1）に合理的配慮の内容を明示していることが分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただ

し、市長がインターネットの利用その他の方法により当該内容を明示していることが確認できる場合は、書類の添付を省略することができる。

(認定の通知等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは当該申請をした者に認定証(様式第2)を交付し、不相当と認めるときは犬山市合理的配慮の提供推進事業者不認定通知書(様式第3)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の認定証(以下単に「認定証」という。)の交付を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定書を店舗等の見やすい場所に掲示しなければならない。

(認定事業者の公表)

第6条 市長は、認定事業者の店舗等の名称、所在地、提供している合理的配慮の内容、ホームページアドレス等の情報(ホームページアドレスにあっては、その公表に同意している場合に限る。)を市のホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

(筆談ボード等の支給)

第7条 市長は、認定事業者からの求めに応じ、筆談ボードその他の合理的配慮の提供に用いる物品(以下「筆談ボード等」という。)を支給することができる。

2 筆談ボード等の支給は、一の認定事業者につき1つに限る。

(講座の受講)

第8条 認定事業者は、その雇用する1人以上の従業員に市が開催する声かけサポート講座を受講させなければならない。

2 前項の受講の期日は、認定証の交付を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

(認定内容の変更)

第9条 認定事業者は、店舗等の名称、所在地若しくは提供している

合理的配慮の内容又はホームページアドレスの公表に同意している場合にあっては、当該ホームページアドレスに変更が生じたときは、犬山市合理的配慮の提供推進事業者認定変更届（様式第4）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出があった場合において、当該届出をした認定事業者に係る第6条の情報が市のホームページに掲載されているときは、速やかに当該情報を更新するものとする。

（認定の辞退）

第10条 認定事業者は、認定を辞退するときは、犬山市合理的配慮の提供推進事業者認定辞退届（様式第5）に交付を受けた認定証を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出があった場合において、当該届出をした認定事業者に係る第6条の情報が市のホームページに掲載されているときは、速やかに当該情報を削除するものとする。

（認定の取消し）

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 休業し、又は廃業したとき。
- (2) 移転により市内において認定に係る事業を行わなくなったとき。
- (3) 正当な理由なく、市長が必要と認める調査等を拒否し、又はその指示に従わないとき。
- (4) 第8条第2項の期日までに同条第1項の受講をさせないとき。
- (5) その他認定事業者として適当でないと市長が認めるとき。

- 2 市長は、前項の取消しをしたときは、犬山市合理的配慮の提供推進事業者認定取消通知書（様式第6）により認定を取り消した認定事業者にその旨を通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた認定事業者は、速やかに、交付を受けた認定証を市長に返却しなければならない。

- 4 前条第2項の規定は、第1項の取消しについて準用する。

(経費の負担)

第12条 合理的配慮の提供に要する費用は、認定事業者が負担するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月28日から施行する。

様式第 1 (第 4 条関係)

犬山市合理的配慮の提供推進事業者認定申請書

年 月 日

犬山市長

所在地

事業者名

代表者氏名

合理的配慮の提供推進事業者（『やさしい』おみせ）としての認定を受けたいので、犬山市合理的配慮の提供推進事業者認定事業実施要綱第 4 条の規定により下記のとおり申請します。

なお、申請にあたり犬山市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者には該当しないことを宣誓します。

記

<input type="radio"/>	店舗等の名称	
<input type="radio"/>	店舗等の所在地	〒 犬山市
<input type="radio"/>	ホームページ（任意）	
<input type="radio"/>	提供している合理的配慮の内容	
	合理的配慮の明示方法	
担当者	担 部署名	
	当 氏名	
	者 連絡先	電話： メールアドレス：

- ・ ○の記載内容は、市のホームページ等に掲載します。
- ・ 提供している合理的配慮の内容を、店舗等の利用者に明示していることが分かる書類を添付してください。ただし、ホームページ等により明示している場合は不要です。

いぬやまの

犬山市合理的配慮の  
提供推進事業者認定証

『やさしい』  
おみせ

認定番号  
年 月 日交付

様式第3（第5条関係）

犬山市合理的配慮の提供推進事業者不認定通知書

年 月 日

様

犬山市長

⑩

年 月 日に申請のあった犬山市合理的配慮の提供推進事業者（『やさしい』おみせ）としての認定について、下記の理由により認定できませんでしたので、犬山市合理的配慮の提供推進事業者認定事業実施要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

不認定の理由

様式第4（第9条関係）

犬山市合理的配慮の提供推進事業者認定変更届

年 月 日

犬山市長

所在地

事業者名

代表者氏名

合理的配慮の提供推進事業者（『やさしい』おみせ）として認定を受けた内容について、下記の事項に変更があったため、犬山市合理的配慮の提供推進事業者認定事業実施要綱第9条第1項の規定により届け出ます。

記

認定番号		
変更年月日	年 年 日	
変更事項	変更前	変更後
店舗等の名称		
店舗等の所在地		
提供している合理的配慮の内容		
ホームページ		

・変更がある事項のみ記入してください。

様式第5（第10条関係）

犬山市合理的配慮の提供推進事業者認定辞退届

年 月 日

犬山市長

所在地

事業者名

代表者氏名

合理的配慮の提供推進事業者（『やさしい』おみせ）としての認定を辞退したいので、犬山市合理的配慮の提供推進事業者認定事業実施要綱第10条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

認定証交付年月日	年 月 日
認定番号	
認定を辞退する理由	

- ・認定証を添付してください。

様式第6（第11条関係）

犬山市合理的配慮の提供推進事業者認定取消通知書

年 月 日

様

犬山市長

⑨

合理的配慮の提供推進事業者（『やさしい』おみせ）としての認定を取り消したので、犬山市合理的配慮の提供推進事業者認定事業実施要綱第11条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

認定証交付年月日	年 月 日
認定番号	
認定取消年月日	年 月 日
認定を取り消した理由	

- ・ 認定証を返却してください。